

福岡県医発第166号（保）
平成15年4月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



労災保険における診療費請求内訳書等の被災労働者等への
開示に係る取扱要領の一部改正について

労災保険における診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示については、平成13年11月26日付け福岡県医発第1330号（保）にてご連絡のとおり、政府管掌健康保険等の取扱いに準じて、被災労働者等から診療費請求内訳書等の開示の求めがあった場合は、主治医に本人の診療上支障が生じない旨を確認した上で、当該診療費請求内訳書等を開示することとして取扱われてきました。

政府管掌健康保険等において、平成14年12月13日付け福岡県医発第1680号（保）により既にご連絡いたしましたとおり、個人情報保護法案の審議等、近年の個人情報を巡る議論等を踏まえ、遺族への診療報酬明細書等の開示の事案は個人情報に当たり、この事実を遺族の同意なくに保険医療機関等に連絡することについては、個人情報保護の観点から適当でないとの考えから、政府管掌健康保険及び船員保険に係る遺族からの診療報酬明細書等の開示の請求については、遺族の同意を得た上で、当該事実を保険医療機関に連絡する取扱いとされたことに伴い、労災保険においても別添のとおり「診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領」が一部改正されましたので、関係機関へ周知方よろしくお願いいたします。

事務連絡（保 11）
平成 15 年 4 月 10 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
菅 谷 忍



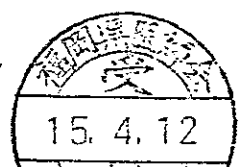
労災保険における診療費請求内訳書等の被災労働者等への
開示に係る取扱要領の一部改正について

労災保険における診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示については、平成 13 年 11 月 14 日付日医発第 717 号（保 119）にてご連絡のとおり、政府管掌健康保険等の取扱いに準じて、被災労働者等から診療費請求内訳書等の開示の求めがあった場合は、主治医に本人の診療上支障が生じない旨を確認した上で、当該診療費請求内訳書等を開示することとして取扱ってきたところであります。

今般、政府管掌健康保険等において、平成 14 年 12 月 5 日付日医発第 910 号（保 139）によりすでにご案内のとおり、個人情報保護法案の審議等、近年の個人情報を巡る議論等を踏まえ、遺族への診療報酬明細書等の開示の事実が個人情報に当たり、この事実を遺族の同意なしに保険医療機関等に連絡することについては、個人情報保護の観点から適当でないとの考えから、政府管掌健康保険及び船員保険に係る遺族からの診療報酬明細書等の開示の請求については、遺族の同意を得た上で、当該事実を保険医療機関に連絡する取扱いとされたことに伴い、労災保険においても別添のとおり「診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領」が一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

<添付資料>

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領の一部改正について
（平 15.4.7 基労補発第 0407002 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）





基労補発第0407002号
平成15年4月7日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領の一部改正について

政府管掌健康保険等においては、平成14年11月25日付け庁保険発第38号「遺族に対する診療報酬明細書等の開示の際の保険医療機関等に対する連絡の見直しについて」によって、遺族からの診療報酬明細書等の開示の請求があった場合には、遺族の同意を得た上で、当該事実を保険医療機関等に連絡する取扱いとする見直しを行い、本年3月24日付け庁保険発第12号「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の改正について」をもって、具体的事務処理を定めた「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」の一部改正を行ったところである。

ところで、労災保険に係る診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示については、平成13年11月5日付け基発第962号「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について」により、政府管掌健康保険等の取扱いに準じ、取り扱うこととされていることから、平成13年11月5日付け基労補発第25号「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領について」の別添「診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を政府管掌健康保険等の取扱いに準じて取扱うべく、その一部を下記のとおり改めたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

- 1 取扱要領の記の第4の1の（7）のロ中「指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所」を「指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所（以下「医療機関等」という。）」に改める。

2 取扱要領の記の第4の2の(1)の末尾に次を加える。

「また、遺族等には、遺族等の同意が得られれば、医療機関等が照会に円滑に対応できるよう、レセプト等を開示したことを当該医療機関等に連絡する取扱いとなっていることを説明し、医療機関等への連絡について同意するか否かを「開示依頼書」に記入させること。」

3 取扱要領の記の第4の2の(3)を次のように改める。

「(3) コピーレセプト等を交付する場合においては、医療機関等に連絡することについて遺族等の同意を得た上で、診療費請求内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における当該指定医療機関等、薬剤内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における指定薬局、看護内訳書を開示する場合における指定訪問看護事業者若しくははり・きゅう援護措置内訳書を開示する場合におけるはり・きゅう施術所に対し、「診療費請求内訳書等(レセプト等)の開示について(お知らせ)「遺族の場合」」(別記様式10)によりその旨を速やかに連絡すること。」

4 【様式1】「診療費請求内訳書等(レセプト等)の開示依頼書」を別添のとおり改める。

5 【別紙】「診療費請求内訳書等(レセプト等)の開示を依頼される方へ(お知らせ)」中「5」を「6」に、「6」を「7」に、「7」を「8」に改め、「5」として次を加える。

「5 遺族等からの開示請求

遺族等に対してレセプト等を開示するときは、遺族等からの同意が得られれば、労災指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所が照会に円滑に対応できるよう、レセプト等を開示したことを当該関係機関に連絡しています。」

【様式1】

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書

労働局長 殿

平成 年 月 日提出

受付整理番号

依頼者欄	氏名	(フリガナ) _____	男	1 大正 2 昭和 3 平成
		印	女	年 月 日 生
	住所	〒 - 都道府県 郡市区 町村		
		(電話) - -		
	労働者との関係	1 本人 2 代理人 3 遺族 4 遺族の代理人		
	*遺族の代理人の場合は、遺族の氏名及び生年月日を記入してください。			
	遺族の氏名	(フリガナ) _____	1 大正 2 昭和 3 平成	
	及び生年月日	_____	年 月 日 生	

※ 「氏名」欄は、記名押印又は署名をお願いします。

※ 「住所」欄は、依頼者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番、アパート名等まで詳しく記入してください。

次のとおり診療費請求内訳書等の開示（交付）を依頼します。

被災労働者欄	氏名	(フリガナ) _____	男	1 大正 2 昭和 3 平成
			女	年 月 日 生
	住所	〒 - 都道府県 郡市区 町村		
		(電話) - -		
	① 傷病年月日	年 月 日		
	労働保険番号			
	② 年金証書番号			

※ 療養当時の氏名を記入してください。

※ 依頼者が被災労働者本人の場合は、「氏名、生年月日及び住所」欄の記入は必要ありません。

※ ①欄(傷病年月日及び労働保険番号)又は②欄(年金証書番号)のいずれかを記入してください。

レセプト区分	療養期間	医療機関等名	所在地
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 77ターゲ e 外科後処置 f 労災はり・きゅう 施術特別援護措置	年 月 ～ 年 月		
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 77ターゲ e 外科後処置 f 労災はり・きゅう 施術特別援護措置	年 月 ～ 年 月		

※ 所在地は、市区町村名まで記入してください。

遺族等からの診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼の場合

遺族等に対してレセプト等を開示したことを指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所へ連絡することについて	1 同意します	2 同意しません
---	---------	----------

別添 診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領の改正新旧対照表

新	旧
第4 業務処理方法 1 被災労働者及びその代理人からの開示依頼の場合 (略) (7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法 (略) ロ 指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所（以下「医療機関等」という。）への連絡 (略) 2 遺族等からの開示依頼の場合 (1) 遺族等から開示の依頼があった場合には、前記1「被災労働者及びその代理人からの開示依頼の場合」における取扱い（前記1(1)「開示依頼に係る書類の受付」の依頼者に説明する事項のうち②及び③、(5)「指定医療機関等への照会」、(6)「開示、部分開示は不開示の判断」、並びに(8)「不開示の場合の取扱い」を除く。）に準じ、開示の依頼に応じること。この場合において、前記1(3)ハ中の「被災労働者」とあるのは「遺族」と読み替えること。 また、遺族等には、遺族等の同意が得られれば、医療機関等が照会に円滑に対応できるよう、レセプト等を開示したことを当該医療機関等に連絡する取扱いとなつてゐることを説明し、医療機関等への連絡について同意するか否かを「開示依頼書」に記入させること。 (略)	第4 業務処理方法 1 被災労働者及びその代理人からの開示依頼の場合 (略) (7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法 (略) ロ 指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所への連絡 (略) 2 遺族等からの開示依頼の場合 (1) 遺族等から開示の依頼があった場合には、前記1「被災労働者及びその代理人からの開示依頼の場合」における取扱い（前記1(1)「開示依頼に係る書類の受付」の依頼者に説明する事項のうち②及び③、(5)「指定医療機関等への照会」、(6)「開示、部分開示又は不開示の判断」、並びに(8)「不開示の場合の取扱い」を除く。）に準じ、開示の依頼に応じること。この場合において、前記1(3)ハ中の「被災労働者」とあるのは「遺族」と読み替えること。 (略)

新	旧
(3) コピーレセプト等を交付する場合においては、医療機関等に連絡することについて遺族等の同意を得た上で、診療費請求内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における当該指定医療機関等、薬剤内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における指定薬局、看護内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における指定訪問看護事業者若しくははり・きゅう援護措置内訳書を開示する場合におけるはり・きゅう施術所に対し、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）」（別記様式 10）によりその旨を速やかに連絡すること。 （以下略）	(3) コピーレセプト等を交付する場合においては、診療費請求内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における当該指定医療機関等、薬剤内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における指定薬局、看護内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における指定訪問看護事業者若しくははり・きゅう援護措置内訳書を開示する場合におけるはり・きゅう施術所に対し、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）」（別記様式 10）によりその旨を速やかに連絡すること。 （以下略）

【様式1】

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書

労働局長 殿		平成 年 月 日 提出	
受付整理番号		1 大正 2 昭和 3 平成	
氏名	男 女	印	年 月 日 生
住所	都道府県 都市区 町村 (電話)		
依頼者	労働者との関係 1 本人 2 代理人 3 遺族 4 遺族の代理人		
依頼者	* 遺族の代理人の場合は、遺族の氏名及び生年月日を記入してください。		
遺族の氏名	(711)		
及び生年月日	1 大正 2 昭和 3 平成		

※ 「氏名」欄は、本人印又は署名でお願いします。
※ 「住所」欄は、依頼者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番、アバネー名等まで詳しく記入してください。

次のとおり診療費請求内訳書等の開示（交付）を依頼します。

労働局長 殿		平成 年 月 日 提出	
受付整理番号		1 大正 2 昭和 3 平成	
氏名	男 女	印	年 月 日 生
住所	都道府県 都市区 町村 (電話)		
依頼者	労働者との関係 1 本人 2 代理人 3 遺族 4 遺族の代理人		
依頼者	* 遺族の代理人の場合は、遺族の氏名及び生年月日を記入してください。		
遺族の氏名	(711)		
及び生年月日	1 大正 2 昭和 3 平成		

※ 療養当時の氏名を記入してください。

※ 依頼者が被保険者本人の場合は、「氏名、生年月日及び住所」欄の記入は必要ありません。
※ ①欄(出産年月日及び労働保険番号)又は②欄(年金証書番号)のいずれかを記入してください。

レセプト区分	療養期間	医療機関等名	所在地
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 777-47 e 外科後援 f 労災はり・きゅう 施設特別措置措置	年 月 ~ 年 月		
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 777-47 e 外科後援 f 労災はり・きゅう 施設特別措置措置	年 月 ~ 年 月		

※ 所在地は、市区町村名まで記入してください。

通院等からの診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書の場合

通院等に対してレセプト等を開示したこと	1. 同意します
指定医療機関等、指定薬局、労災医療施設、訪問看護事業所又は、はり・きゅう施設等へ連絡することについて	2. 同意しません

【様式1】

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書

労働局長 殿		平成 年 月 日 提出	
受付整理番号		1 大正 2 昭和 3 平成	
氏名	男 女	印	年 月 日 生
住所	都道府県 都市区 町村 (電話)		
依頼者	労働者との関係 1 本人 2 代理人 3 遺族 4 遺族の代理人		
依頼者	* 遺族の代理人の場合は、遺族の氏名及び生年月日を記入してください。		
遺族の氏名	(711)		
及び生年月日	1 大正 2 昭和 3 平成		

※ 「氏名」欄は、本人印又は署名でお願いします。
※ 「住所」欄は、依頼者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番、アバネー名等まで詳しく記入してください。

次のとおり診療費請求内訳書等の開示（交付）を依頼します。

労働局長 殿		平成 年 月 日 提出	
受付整理番号		1 大正 2 昭和 3 平成	
氏名	男 女	印	年 月 日 生
住所	都道府県 都市区 町村 (電話)		
依頼者	労働者との関係 1 本人 2 代理人 3 遺族 4 遺族の代理人		
依頼者	* 遺族の代理人の場合は、遺族の氏名及び生年月日を記入してください。		
遺族の氏名	(711)		
及び生年月日	1 大正 2 昭和 3 平成		

※ 療養当時の氏名を記入してください。

※ 依頼者が被保険者本人の場合は、「氏名、生年月日及び住所」欄の記入は必要ありません。
※ ①欄(出産年月日及び労働保険番号)又は②欄(年金証書番号)のいずれかを記入してください。

レセプト区分	療養期間	医療機関等名	所在地
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 777-47 e 外科後援 f 労災はり・きゅう 施設特別措置措置	年 月 ~ 年 月		
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 777-47 e 外科後援 f 労災はり・きゅう 施設特別措置措置	年 月 ~ 年 月		

※ 所在地は、市区町村名まで記入してください。

〔別紙〕

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示を依頼される方へ（お知らせ）

労災保険の診療費請求内訳書等（レセプト等）につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシーに十分留意しつつ、これを被災労働者本人等に開示をしております。

「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

- 1 開示の依頼ができる方
開示の依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。
(1) 開示を依頼する診療費請求内訳書等に記載されている被災労働者本人
(2) (1)の方が死んでいる場合は、当該被災労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(3) (1)又は(2)の方が未成年者の場合は、当該被災労働者の法定代理人
(4) (1)又は(2)の方が成年被後見人の場合における成年被後見人
(5) (1)又は(2)の方から開示の依頼について委任を受けた弁護士

- 2 開示の依頼に当たって必要な書類等
最寄りの都道府県労働局へ、必ず開示の依頼ができる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きをして下さい。
(1) 診療費請求内訳書等の開示依頼書
(2) 開示を依頼される方の本人確認ができる書類（運転免許証、旅券（パスポート）等の身分証明書）
(3) 法定代理人、成年被後見人又は弁護士の代理人の場合は、代理関係が証明できる書類
(4) 遺族の場合は、戸籍簿本（抄本）又は住民票（除票）のいずれかの書類

- 3 開示を依頼される方の本人確認
開示の依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示を依頼される方本人であることをご確認するための必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いいたします。

- 4 労災指定医療機関等に対する事前確認
診療費請求内訳書の開示に当たっては、当該労災指定医療機関等に、診療上支障が生じないことを確認する必要があります。
従って、当該労災指定医療機関等から開示の同意が得られなかった診療費請求内訳書は、開示できませんのでご理解をお願いいたします。

- 5 遺族等からの開示請求
遺族等に対してレセプト等を開示するときは、遺族等からの同意が得られれば、労災指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所が照会に対応できるよう、レセプト等を開示したことを当該関係機関に連絡いたします。

- 6 診療内容に係わる照会
都道府県労働局では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

- 7 開示（交付）の事後処理
開示（交付）方法は、「規程」抜きの上「簡易書留」による郵送となります。

- 8 その他
(1) 診療費請求内訳書等は、労災指定医療機関等が診療に要した費用を請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
(2) 開示の依頼があった診療費請求内訳書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。

〔別紙〕

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示を依頼される方へ（お知らせ）

労災保険の診療費請求内訳書等（レセプト等）につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシーに十分留意しつつ、これを被災労働者本人等に開示をしております。

「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

- 1 開示の依頼ができる方
開示の依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。
(1) 開示を依頼する診療費請求内訳書等に記載されている被災労働者本人
(2) (1)の方が死んでいる場合は、当該被災労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(3) (1)又は(2)の方が未成年者の場合における法定代理人
(4) (1)又は(2)の方が成年被後見人の場合における成年被後見人
(5) (1)又は(2)の方から開示の依頼について委任を受けた弁護士

- 2 開示の依頼に当たって必要な書類等
最寄りの都道府県労働局へ、必ず開示の依頼ができる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きをして下さい。
(1) 診療費請求内訳書等の開示依頼書
(2) 開示を依頼される方の本人確認ができる書類（運転免許証、旅券（パスポート）等の身分証明書）
(3) 法定代理人、成年被後見人又は弁護士の代理人の場合は、代理関係が証明できる書類
(4) 遺族の場合は、戸籍簿本（抄本）又は住民票（除票）のいずれかの書類

- 3 開示を依頼される方の本人確認
開示の依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示を依頼される方本人であることをご確認するための必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いいたします。

- 4 労災指定医療機関等に対する事前確認
診療費請求内訳書の開示に当たっては、当該労災指定医療機関等に、診療上支障が生じないことを確認する必要があります。
従って、当該労災指定医療機関等から開示の同意が得られなかった診療費請求内訳書は、開示できませんのでご理解をお願いいたします。

- 5 診療内容に係わる照会
都道府県労働局では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

- 6 開示（交付）の事後処理
開示（交付）方法は、「規程」抜きの上「簡易書留」による郵送となります。

- 7 その他
(1) 診療費請求内訳書等は、労災指定医療機関等が診療に要した費用を請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
(2) 開示の依頼があった診療費請求内訳書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。

(参考)

[別添]

診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領

(平成 13 年 11 月 5 日付け基労補発第 25 号)

改正 平成 15 年 4 月 7 日付け基労補発第 0407002 号

第 1 目的

本要領は、療養（補償）給付たる療養の給付（以下「療養の給付」という。）に係る診療費請求内訳書等の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ、被災労働者等へのサービスの充実を図るとともに、都道府県労働局におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

第 2 開示対象レセプト等の範囲

本要領に基づき開示の対象となるものは、都道府県労働局が保有する過去 5 年間分の診療費請求内訳書、薬剤費請求内訳書、労災保険訪問看護費用請求内訳書、アフターケア委託費請求内訳書（アフターケア委託費請求内訳書（薬局用）を含む。以下同じ。）、外科後処置診療費内訳書及び労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書（以下「レセプト等」という。）とする。

なお、移送費等の療養（補償）給付たる療養の費用は、被災労働者が療養内容等を知った上で所轄の労働基準監督署長に請求するものであること、また、二次健康診断等費用請求内訳書は、受診者がその控えを有していることから、被災労働者等から開示の依頼があった場合は、閲覧、コピー等によって提供しても差し支えないものであるので、本要領の対象とはしないものである。

第 3 開示依頼者の範囲

個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者（以下「依頼者」という。）に限り開示の依頼に応じること。

1 療養の給付、アフターケア、外科後処置及び労災はり・きゅう施術特別援護措置を受けた者（以下「被災労働者」という。）本人

2 被災労働者の代理人

- (1) 被災労働者が未成年の場合における法定代理人
- (2) 被災労働者が成年被後見人の場合における成年後見人
- (3) 被災労働者からレセプト等の開示依頼に関する委任を受けた弁護士

3 遺族等

- (1) 被災労働者が死亡している場合にあっては、当該被災労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族が未成年の場合における法定代理人
- (3) 遺族が成年被後見人の場合における成年後見人
- (4) 遺族からレセプト等の開示依頼に関する委任を受けた弁護士

第4 業務処理方法

1 被災労働者及びその代理人からの開示依頼の場合

(1) 開示依頼に係る書類の受付

開示依頼の受付に当たっては、依頼者より「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書」（以下「開示依頼書」という。）（別記様式1）を提出させること。

なお、当該依頼者に対し、別紙「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示を依頼される方へ（お知らせ）」を必ず配付するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めること。

但し、アフターケア委託費請求内訳書（以下「アフターケア内訳書」という。）、外科後処置診療費内訳書（以下「外科後処置内訳書」という。）及び労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書（以下「はり・きゅう援護措置内訳書」という。）に係る開示依頼の受付に当たっては、アフターケア、外科後処置及び労災はり・きゅう施術特別援護措置が別に定められた範囲内で所要の措置を受けることを条件として実施されるものであり、これらを開

示したとしても診療上の問題が生じないことから、次に掲げる②及び③の事項の説明は行わないこと。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② 労働福祉事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所（以下「指定医療機関等」という。）に対する事前確認の必要性
- ③ 指定医療機関等が開示に同意をしなかった場合については開示できないこと
- ④ 開示依頼のあったレセプト等が存在しない場合については開示できないこと
- ⑤ 診療内容に係る照会については対応できないこと
- ⑥ 交付の方法
- ⑦ 開示依頼に必要な書類
- ⑧ レセプト等には必ずしも診療内容全てが記載されているものではないこと

(2) 依頼者の本人確認

個人のプライバシーの保護を図る観点から、依頼者の本人確認を厳格に行う必要があるため、開示依頼書の提出の際は、依頼者本人の来局を求め、運転免許証、旅券（パスポート）等の身分証明書により本人であるか否かを確認すること。

(3) 代理権の確認

代理人については、前記(2)の本人確認を行うとともに、依頼者に代理権があることをそれぞれ次の書類（有効な原本に限る。写しは不可。）により確認を行うものとする。

なお、原則として提示された書類は写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。

イ 未成年者の法定代理人

住民票記載事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類

ロ 成年被後見人の成年後見人

成年後見に関する登記事項証明書その他成年後見人であることを証明

する書類

- ハ 被災労働者からレセプト等の開示依頼に関する委任を受けた弁護士
被災労働者の署名又は記名押印のある委任状

(4) 開示依頼書の受理

開示依頼書の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び開示依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことを確認した後、開示依頼書を受理すること。

(5) 指定医療機関等への照会

- イ 診療費請求内訳書、薬剤費請求内訳書（以下「薬剤内訳書」という。）及び労災保険訪問看護費用請求内訳書（以下「看護内訳書」という。）の開示に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを事前に主治医に対して確認すること。

なお、アフターケア内訳書、外科後処置内訳書及びはり・きゅう援護措置内訳書については、前記(1)の但し書きと同様の理由により、これらを開示したとしても診療上の問題が生じないことから、主治医に対する確認は要しないこと。

- ロ 確認に当たっては、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（照会）」（別記様式2）に回答期限（発信日より14日間）を記入し、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（回答）」（別記様式3）、開示依頼のあったレセプト等の写し（以下「コピーレセプト等」という。）及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、診療費請求内訳書を発行した指定医療機関等又は薬剤内訳書及び看護内訳書に記載された指定医療機関等に対し、レセプト等開示の適否について照会すること。

- ハ レセプト等開示の適否については、当該レセプト等を開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分すること。

- ニ 回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該指定医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図ること。

(6) 開示、部分開示又は不開示の判断

指定医療機関等より、当該レセプト等について前記(5)の回答があった場合にあっては、その回答に従って開示、部分開示又は不開示を判断すること。

また、指定医療機関等より部分開示の旨回答があった場合にあっては、当該不開示部分を伏した上で開示すること。

なお、次に掲げる場合にあっては、当該レセプト等については開示の取扱いとすること。

イ アフターケア内訳書、外科後処置内訳書及びはり・きゅう援護措置内訳書

ロ 指定医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該指定医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られない場合（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）

ハ 当該指定医療機関等の廃止等の事情により、指定医療機関等に対して前記(5)の照会を行うことができない場合

ニ 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該指定医療機関等の所在地を確認する方法がなくなった場合

(7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法

イ 依頼者への連絡及び交付

(イ) 開示又は部分開示の判断を行ったときは、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示についてのお知らせ」（別記様式4）に「労働局長印」を押印し、交付用コピーレセプト等（1部に限る。）を添付のうえ、速やかに依頼者に郵送すること。

なお、この場合、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いの上「簡易書留」にて送付すること。

(ロ) 送達不能で返戻された交付用コピーレセプト等は、返戻された日から1か月経過しても連絡がない場合は、破棄して差し支えないこと。

ロ 指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所（以下「医療機関等」という。）への連絡

(イ) 診療費請求内訳書の開示は、上記(5)の指定医療機関等への照会に基づいて行うことから、指定医療機関等に対し開示した旨を連絡する必

要はないこと。

- (ロ) 薬剤内訳書、看護内訳書、アフターケア内訳書、外科後処置内訳書及びはり・きゅう援護措置内訳書を開示する場合においては、当該薬剤内訳書を発行した指定薬局、当該看護内訳書を発行した労災保険指定訪問看護事業者、当該アフターケア内訳書又は外科後処置内訳書を作成した指定医療機関等及びはり・きゅう援護措置内訳書を作成したはり・きゅう施術所に対し、「薬剤費請求内訳書の開示について（お知らせ）」（別記様式5）、「労災保険訪問看護費用請求内訳書の開示について（お知らせ）」（別記様式6）又は「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）」（別記様式7）によりその旨を速やかに連絡すること。

(8) 不開示の場合の取扱い

不開示の判断を行ったときは、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の不開示について」（別記様式8）により速やかに依頼者に連絡すること。

なお、この場合、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(9) 不存在の場合の取扱い

開示の依頼があったレセプト等について、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「診療費請求内訳書等（レセプト等）の不存在について」（別記様式9）により速やかに依頼者に連絡すること。

なお、この場合、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

2 遺族等からの開示依頼の場合

- (1) 遺族等から開示の依頼があった場合については、前記1「被災労働者及びその代理人からの開示依頼の場合」における取扱い（前記1(1)「開示依頼に係る書類の受付」の依頼者に説明する事項のうち②及び③、(5)「指定医療機関等への照会」、(6)「開示、部分開示又は不開示の判断」、並びに(8)「不開示の場合の取扱い」を除く。）に準じ、開示の依頼に応じること。この場

合において、前記1(3)ハ中の「被災労働者」とあるのは「遺族」と読み替えること。

また、遺族等には、遺族等の同意が得られれば、医療機関等が照会に円滑に対応できるよう、レセプト等を開示したことを当該医療機関等に連絡する取扱いとなっていることを説明し、医療機関等への連絡について同意する可否かを「開示依頼書」に記入させること。

(2) 遺族等についての本人確認の際には、前記1(2)に掲げた書類による確認に併せて、当該被災労働者の死亡の事実及び当該被災労働者の遺族であることを戸籍謄本（抄本）又は住民票（除票）のいずれかの書類の提出を求めて確認すること。

(3) コピーレセプト等を交付する場合においては、医療機関等に連絡することについて遺族等の同意を得た上で、診療費請求内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における当該指定医療機関等、薬剤内訳書又はアフターケア内訳書を開示する場合における指定薬局、看護内訳書を開示する場合における指定訪問看護事業者若しくははり・きゅう援護措置内訳書を開示する場合におけるはり・きゅう施術所に対し、「診療費請求内訳書等(レセプト等)の開示について(お知らせ)「遺族の場合」」(別記様式10)によりその旨を速やかに連絡すること。

第5 関係書類の整理保管

関係書類の保存期間については5年とし、文書処理済（完結）となった年度の翌年度から起算するものであること。

第6 開示業務担当部署

開示業務に係る事務は、都道府県労働局労働基準部労災補償課において行うものとする。

第7 開示依頼受け付け都道府県労働局

(1) 開示の依頼があった場合は、依頼者の利便性を考慮し、いずれの都道府県労働局でも受け付けること。

- (2) 他の都道府県労働局が管轄する指定医療機関等のレセプト等について開示依頼があった場合は、前記第4の1の(1)から(4)までの受付処理を行った上、速やかに「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書の回送について」（別記様式11）により当該開示依頼書の写しを当該労働局へ回送すること。
- (3) 回送を受けた労働局にあっては、前記第4の1の(5)から(9)までのレセプト等交付等の処理を行うこと。

診療費請求内訳書等の開示業務に係る様式一覧

- 【様式1】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書
- 【様式2】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（照会）
（指定医療機関等照会用）
- 【様式3】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（回答）
（指定医療機関等回答用）
- 【様式4】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示についてのお知らせ「郵送交付用」
（依頼者送付用）
- 【様式5】 薬剤費請求内訳書の開示について（お知らせ）
（指定薬局送付用）
- 【様式6】 労災保険訪問看護費用請求内訳書の開示について（お知らせ）
（指定訪問看護事業者送付用）
- 【様式7】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）
（指定医療機関等・指定薬局・はり・きゅう施術所）
- 【様式8】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について
（依頼者送付用）
- 【様式9】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について
（依頼者送付用）
- 【様式10】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）「遺族の場合」
（指定医療機関等・指定薬局・指定訪問看護事業者・はり・きゅう施術所送付用）
- 【様式11】 「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書」の回送について
- 【様式12】 レセプト等開示受付・処理経過簿
- 【別紙】 診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示を依頼される方へ（お知らせ）
（依頼者配付用）

【様式1】

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書

労働局長 殿

平成 年 月 日提出

受付整理番号

依頼者欄	氏名	(フリガナ)	男	1 大正 2 昭和 3 平成
			女	年 月 日 生
	住所	〒 - 都道府県 郡市区 町村		
		(電話) - -		
	労働者との関係	1 本人 2 代理人 3 遺族 4 遺族の代理人		
	*遺族の代理人の場合は、遺族の氏名及び生年月日を記入してください。			
	遺族の氏名	(フリガナ)	1 大正 2 昭和 3 平成	
	及び生年月日		年 月 日 生	

※ 「氏名」欄は、記名押印又は署名をお願いします。

※ 「住所」欄は、依頼者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番、アパート名等まで詳しく記入してください。

次のとおり診療費請求内訳書等の開示（交付）を依頼します。

被災労働者欄	氏名	(フリガナ)	男	1 大正 2 昭和 3 平成
			女	年 月 日 生
	住所	〒 - 都道府県 郡市区 町村		
		(電話) - -		
	① 傷病年月日	年 月 日		
	労働保険番号			
	② 年金証書番号			

※ 療養当時の氏名を記入してください。

※ 依頼者が被災労働者本人の場合は、「氏名、生年月日及び住所」欄の記入は必要ありません。

※ ①欄(傷病年月日及び労働保険番号)又は②欄(年金証書番号)のいずれかを記入してください。

レセプト区分	療養期間	医療機関等名	所在地
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 77ターゲ e 外科後処置 f 労災はり・きゅう 施術特別援護措置	年 月 ～ 年 月		
a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d 77ターゲ e 外科後処置 f 労災はり・きゅう 施術特別援護措置	年 月 ～ 年 月		

※ 所在地は、市区町村名まで記入してください。

遺族等からの診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼の場合

遺族等に対してレセプト等を開示したことを指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所へ	1. 同意します	2. 同意しません
---	----------	-----------

【様式2】

平成 年 月 日

(指定医療機関等)

_____ 殿

_____ 労働局長

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（照会）

平素より、労災補償行政の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険の診療費請求内訳書等につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被災労働者本人等の開示をしているところです。

つきましては、下記のとおり、診療費請求内訳書等の開示依頼がありましたので、別添の診療費請求内訳書等を開示することにより、本人が傷病名等を知った場合に診療上支障が生じるか否かについて、主治医等にご確認いただきたくお願いいたします。

ご回答にあたりましては、別紙「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（回答）」により、平成 年 月 日までにご回答くださいますようお願いいたします。

回答書中、開示の適否欄については、当該診療費請求内訳書等を開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分しております。

また、部分開示の場合につきましては、不開示部分をマジック等で消し込んでその写しも送付してください。

なお、回答期日までにご回答（ご連絡）がない場合につきましては、診療上問題がないものと判断し、依頼者あて当該診療費請求内訳書等の写しを交付することを申し添えます。

記

1 受 付 日 平成 年 月 日

2 依 頼 者 a 本人 b 代理人

3 依 頼 者 名 _____

4 被災労働者名 _____

5 レセプト等区分 a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護

6 療 養 期 間 平成 年 月 ～ 年 月

労働局担当者・労働基準部労災補償課 _____ (電話) _____

【様式3】

平成 年 月 日

_____労働局長 殿

医療機関名 _____ 印

主治医名 _____
(記名押印又は署名)

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（回答）

(被災労働者)

平成 年 月 日付けで照会のありました _____ 様に係る平成 年 月
～ 年 月分の a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護のレセプトについて、a 開示 b 部分開
示 c 不開示とします。

(注) 部分開示の場合には、当該不開示部分を消し込んだ診療費請求内訳書を添付してくだ
さい。

【様式4】

平成 年 月 日

_____ 様

_____ 労働局長

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示についてのお知らせ

平成 年 月 日付で開示依頼のありました当局保有の診療費請求内訳書等については、
別添写しのとおりです。

なお、診療内容についての照会に対しては、お答えすることができませんのでご了承ください。

労働局担当者：労働基準部労災補償課 _____
(電話) _____

【様式5】

平成 年 月 日

(指定薬局)

_____ 殿

_____ 労働局長

薬剤費請求内訳書の開示について（お知らせ）

平素より、労災補償行政の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険の診療費請求内訳書等につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被災労働者本人等の開示をしているところです。

つきましては、下記のとおり、薬剤費請求内訳書の開示依頼があり、別添の薬剤費請求内訳書の写しを平成 年 月 日付で依頼者あて開示することとしましたのでお知らせします。

なお、当該薬剤費請求内訳書を開示することについては、処方せんを発行した医療機関に対し、診療上の支障が生じるか否かについて事前に照会し、開示の同意を得ておりますので念のため申し添えます。

記

1 受 付 日 平成 年 月 日

2 依 頼 者 a 本人 b 代理人

3 依 頼 者 名 _____

4 被災労働者名 _____

5 レセプト等区分 薬剤費

6 療 養 期 間 平成 年 月 ～ 年 月

労働局担当者・労働基準部労災補償課

(電話) _____

【様式6】

(指定訪問看護事業者)

平成 年 月 日

_____ 殿

_____ 労働局長

労災保険訪問看護費用請求内訳書の開示について（お知らせ）

平素より、労災補償行政の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険の診療費請求内訳書等につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被災労働者本人等の開示をしているところです。

つきましては、下記のとおり、労災保険訪問看護請求内訳書の開示依頼があり、別添の労災保険訪問看護請求内訳書の写しを平成 年 月 日付で依頼者あて開示することとしましたのでお知らせします。

なお、当該労災保険訪問看護請求内訳書を開示することについては、主治医の所属する医療機関に対し、診療上の支障が生じるか否かについて事前に照会し、開示の同意を得ておりますので念のため申し添えます。

記

- 1 受 付 日 平成 年 月 日
- 2 依 頼 者 a 本人 b 代理人
- 3 依 頼 者 名 _____
- 4 被災労働者名 _____
- 5 レセプト等区分 訪問看護
- 6 療 養 期 間 平成 年 月 ～ 年 月

労働局担当者：労働基準部労災補償課 _____

(電話) _____

【様式7】

平成 年 月 日

(指定医療機関等・指定薬局・はり・きゅう施術所)

_____ 殿

_____ 労働局長

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）

平素より、労災補償行政の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険の診療費請求内訳書等につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被災労働者本人等の開示をしているところです。

つきましては、下記のとおり、診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼があり、別添の診療費請求内訳書等（レセプト等）の写しを平成 年 月 日付で依頼者あて開示することとしたのでお知らせします。

記

1 受付日 平成 年 月 日

2 依頼者 a 本人 b 代理人

3 依頼者名 _____

4 被災労働者名 _____

5 レセプト等区分 a アフターケア内訳書 b 外科後処置内訳書
c 労災保険はり・きゅう施術特別援護措置内訳書

6 療養期間 平成 年 月 ～ 年 月

労働局担当者・労働基準部労災補償課

(電話) _____

【様式8】

平成 年 月 日

_____ 様

_____ 労働局長

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について

平成 年 月 日付で開示依頼のありました下記の診療費請求内訳書等については、平成 年 月 日付で医療機関に対し開示の適否について照会しましたところ、同意が得られませんでした。

ご依頼にお答えできませんのでご了承ください。

記

- 1 被災労働者名 _____ 様
- 2 レセプト等区分 a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護
- 3 療養期間 平成 年 月 ～ 年 月
- 4 医療機関名 _____

労働局担当者・労働基準部労災補償課 _____

(電話) _____

【様式9】

平成 年 月 日

_____ 様

_____ 労働局長

診療費請求内訳書等（レセプト等）の不存在について

平成 年 月 日付で開示依頼のありました下記の診療費請求内訳書等については、調査をしましたが、その存在が確認できませんでした。

ご依頼にお答えできませんのでご了承ください。

記

- 1 被災労働者名 _____ 様
- 2 レセプト等区分 a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d アフターケア
e 外科後処置 f 労災はり・きゅう施術特別援護措置
- 3 療養期間 平成 年 月 ~ 年 月
- 4 医療機関名 _____

労働局担当者：労働基準部労災補償課 _____

(電話) _____

【様式10】

平成 年 月 日

(指定医療機関等・指定薬局)

(指定訪問看護事業者・はり・きゅう施術所)

_____ 殿

_____ 労働局長

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示について（お知らせ）

平素より、労災補償行政の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険の診療費請求内訳書等につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被災労働者本人等の開示をしているところですが、被災労働者が死亡している場合は、被災労働者の配偶者、子、父母等から開示の依頼があったときについても、同様に開示しているところです。

つきましては、下記のとおり、診療費請求内訳書等の開示依頼があり、別添の診療費請求内訳書等の写しを、平成 年 月 日付で依頼者あて開示することとしましたのでお知らせします。

記

1 被災労働者名 _____ 様

2 レセプト等区分 a 診療費 b 薬剤費 c 訪問看護 d アフターケア
e 外科後処置 f 労災はり・きゅう施術特別援護措置

3 療養期間 平成 年 月 ～ 年 月

4 開示依頼者名 _____ 様

労働局担当者：労働基準部労災補償課

(電話) _____

【様式11】

平成 年 月 日

受付整理番号 _____

_____ 労働局長 殿

_____ 労働局長

「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書」の回送について

平成 年 月 日付け _____ より別添写しのとおりレセプト等の開示依頼がありましたので回送いたします。

労働局担当者：労働基準部労災補償課

(電話) _____

レセプト等開示受付・処理経過簿

労働局

受付整理番号		依頼者名	開示依頼受付日	他局受付分 受領日	開示局	依頼者への開示日時	指定医療機関照会			特記事項
自局受	他局受						照会日	再照会日	回答日	
			診・薬・看・ア 外・特	枚	自局 他局 (局)	年 月 日 診・薬・看・ア・外・特 開 不 不存 枚 枚 枚				
			診・薬・看・ア 外・特	枚	自局 他局 (局)	年 月 日 診・薬・看・ア・外・特 開 不 不存 枚 枚 枚				
			診・薬・看・ア 外・特	枚	自局 他局 (局)	年 月 日 診・薬・看・ア・外・特 開 不 不存 枚 枚 枚				
			診・薬・看・ア 外・特	枚	自局 他局 (局)	年 月 日 診・薬・看・ア・外・特 開 不 不存 枚 枚 枚				
			診・薬・看・ア 外・特	枚	自局 他局 (局)	年 月 日 診・薬・看・ア・外・特 開 不 不存 枚 枚 枚				
			診・薬・看・ア 外・特	枚	自局 他局 (局)	年 月 日 診・薬・看・ア・外・特 開 不 不存 枚 枚 枚				

※受付番号は「局番号ー西暦下2桁ー連番」により付すこと。

※診＝診療費請求内訳書、薬＝薬剤費請求内訳書、看＝労災保険訪問看護費用請求内訳書、ア＝アフターケア委託費請求内訳書、
※外＝外科後処置診療費内訳書、特＝労災はり・きゅう施術特別償還措置委託費内訳書

※依頼者への開示日等欄は、開は開示、不は不開示、不存は不存在であることを。

診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示を依頼される方へ（お知らせ）

労災保険の診療費請求内訳書等（レセプト等）につきましては、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被災労働者本人等の開示をしているところであります。

「診療費請求内訳書等（レセプト等）の開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

1 開示の依頼ができる方

開示の依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示を依頼する診療費請求内訳書等に記載されている被災労働者本人
- (2) (1)の方が死亡している場合は、当該被災労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (3) (1)又は(2)の方が未成年者の場合における法定代理人
- (4) (1)又は(2)の方が成年被後見人の場合における成年後見人
- (5) (1)又は(2)の方から開示の依頼について委任を受けた弁護士

2 開示の依頼に当たって必要な書類等

最寄りの都道府県労働局へ、必ず開示の依頼ができる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きをして下さい。

- (1) 診療費請求内訳書等の開示依頼書
- (2) 開示を依頼される方の本人確認ができる書類（運転免許証、旅券(パスポート)等の身分証明書）
- (3) 法定代理人、成年後見人又は弁護士の代理人の場合は、代理関係が証明できる書類
- (4) 遺族の場合は、戸籍謄本（抄本）又は住民票（除票）のいずれかの書類

3 開示を依頼される方の本人確認

開示の依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示を依頼される方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めることがあります。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4 労災指定医療機関等に対する事前確認

診療費請求内訳書の開示に当たっては、当該労災指定医療機関等に、診療上支障が生じないことを確認する必要があります。

従って、当該労災指定医療機関等から開示の同意が得られなかった診療費請求内訳書は、開示できませんのでご理解をお願いします。

5 遺族等からの開示請求

遺族等に対してレセプト等を開示するときは、遺族等からの同意が得られれば、労災指定医療機関等、指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者又は、はり・きゅう施術所が照会に円滑に対応できるよう、レセプト等を開示したことを当該関係機関に連絡しています。

6 診療内容に係わる照会

都道府県労働局では、診療内容についての照会に対しては答えできませんのでご了承ください。

7 開示（交付）の事後処理

開示（交付）方法は、「親展」扱いの上「簡易書留」による郵送となります。

8 その他

- (1) 診療費請求内訳書等は、労災指定医療機関等が診療に要した費用を請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示の依頼があった診療費請求内訳書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。